# 伊賀市個店魅力創出事業補助金

市内の商業の活性化を図るため、事業者が中心市街地や地域拠点等において、地域の特色を活かした 魅力ある店舗づくりを実施するために要する経費等(店舗改装費や新商品開発、販路拡大等にかかる費 用)に対して補助金を交付します。

## 対象事業

事業名	内 容
(1)空き店舗等活用支援事業	中心市街地もしくは地域拠点等において、市内にある空き店舗等を
	利用して、集客に役立つ魅力ある店舗等を開設する事業
(2)個店魅力向上事業	中心市街地もしくは地域拠点等において、現在営業している自らの
	店舗の魅力向上を図るために実施する事業

※中心市街地・・・伊賀市中心市街地活性化基本計画(平成20年11月認定)に定める区域

地域拠点等・・・伊賀市都市マスタープラン(平成22年9月策定)に定める地域拠点並びに公共交通活用拠点の区域

※空き店舗等・・・大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)における大規模小売店舗の届出を必要としない店舗等で、従前に店舗等又は住宅及び土地で、現に使用されていない物件

## 対象者

中小企業者・創業者など

#### 補助内容

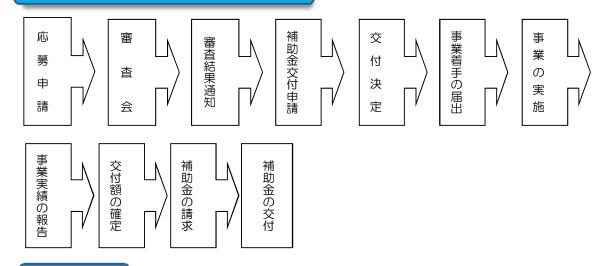
事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額
空き店舗活用支援事業	空き店舗等の改装費又	補助対象経費の2分の	中心市街地については
	は新・改築費及び付帯	1以内の額	100万円、地域拠点等
	施設の設置に要する経		については 70 万円を
	費		限度とする。
	上記対象となった空き	補助対象経費の2分の	中心市街地について
	店舗等の賃借料	1以内の額	は、月額3万円、地域
			拠点等については、月
			額2万円を限度とし、
			最長 12 ヶ月とする。
個店魅力向上事業	改装費又は新・改築費	補助対象経費の2分の	中心市街地については
	及び付帯施設の設置に	1以内の額	40 万円、地域拠点等に
	要する経費ならびに新		ついては 30 万円を限
	商品の開発や販路拡大		度とする。
	等に要する経費		

募集期間:平成28年5月2日(月)~6月3日(金)

# 交付条件

事業名		交付の条件
空き店舗活用支援事業	1	申請した内容に基づき、継続して3年以上事業を行い、関係の商店街等で
		積極的かつ継続的に事業を行うこと。
	2	補助金の交付申請した年度内に営業を開始すること
	3	店舗の改修又は改築工事を市内業者に発注すること。ただし、市長が特に
		認める場合にあっては、この限りでない。
	4	中心市街地及び地域拠点等の区域内から他の店舗へ移転したことにより、
		移転前の店舗等を空き店舗としないこと。
	5	新たに設ける店舗等が通常正午以前に開店し、1日に6時間以上かつ1週
		間当たり4日以上営業していること。ただし、年末年始等の特定日はこの
		限りでない。 など
個店魅力向上事業	1	事業実施にあたっては、店舗改装と併せて商品開発や販路拡大等魅力向上
		に繋がるソフト事業を同時に行うこと。
	2	事業実施の際に発生する発注行為については、市内業者に発注すること。
		ただし、市長が特に認める場合にあっては、この限りでない。
		など

# 応募申請から補助金交付までの流れ



## 注意事項

- (1) 交付決定の前に店舗の改修工事など事業が始まっている場合は、補助対象外となります。
- (2) 交付される補助金の額は、事業開始後に提出していただく実績報告の内容を審査して、最終的に決定されます。
- (3)補助金の交付を受けた事業者は、事業開始後3年間、経営状況等が確認できる書類等を市に提出していただきます。

また、必要に応じて立ち入り調査を実施しますのでご協力願います。

【問い合わせ先】 〒518-0873 伊賀市上野丸之内500 ハイトピア伊賀2F

伊賀市産業振興部商工労働課

TEL: 0595-22-9669

※詳細は伊賀市ホームページをご確認ください

ホームページ http://www.city.iga.lg.jp/